

公立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行及び 吹田市立教育・保育施設条例の制定について

1 趣旨

公立幼稚園については、これまで4歳～5歳児を対象として教育を実施してきたところですが、3歳児の待機児童対策として既存の施設を活用し、保育を必要とする児童を含む3歳以上の児童を対象とする幼稚園型認定こども園へ移行するものです。また、吹田市立認定こども園の設置に伴い、幼稚園及び保育所を含めた教育・保育施設の設置・管理を定める条例を制定するものです。

2 背景

本市では、平成24年度に吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョンを策定し、公立の幼稚園と保育所の再編による幼保一体化を進めていく方向性を示しました。

その後、政策調整検討会議において、幼児期の学校教育・保育と地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目的とした、国の子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」)による状況の変化も見極める必要があるとされ、公立幼稚園の今後の方向性については改めて決定していくこととしました。

本市では、平成27年度からの新制度開始にあわせ、平成27年3月、ニーズ調査に基づき保育の量的拡大・確保等を目的に吹田市子ども・子育て支援事業計画を策定し、具体的な保育の量の確保方を示しました。

今後は、新制度のもと開始した0～2歳児を対象とする小規模保育事業を終了した児童の保育需要の増加が見込まれます。また、現時点では、私立幼稚園の認定こども園への移行園数が計画に示した目標値に満たないため、公立幼稚園の認定こども園への移行を先行して検討していくこととします。

3 幼稚園型認定こども園への移行対象園

(1) 移行対象園の選定

子ども・子育て支援事業計画では、平成29年度までに17か所の幼稚園が認定こども園へ移行することで教育・保育の提供量を確保することとしています。しかし、本市だけでなく全国的に私立幼稚園の認定こども園への移行が進んでいないことから、目標値の半数程度については、公立幼稚園を認定こども園へ移行し、充足させていく必要があります。

認定こども園への移行予定園の選定については、各地域の保育ニーズに加え、偏った配置とならないよう地域バランスを考える必要があります。さらに、各園の保育室の保有数と設置場所等の条件について勘案の上、選定します。

以上のことから、3歳児保育を行うことができると判断した下記の8園を幼稚園型認定こども園施設として選定しました。

対象幼稚園			
吹田第一幼稚園	岸部第一幼稚園	豊津第一幼稚園	吹田南幼稚園
千里第二幼稚園	山田第一幼稚園	山田第三幼稚園	佐竹台幼稚園

(2) 移行年次

移行年次の検討については、施設改修の工事期間や併設の小学校との調整期間などを考慮し、佐竹台幼稚園の移行年次については平成28年度移行予定とし、その他の園につきましては、平成29年度以降順次移行と考えています。

4 給食の提供

認定こども園では、保育を必要とする児童も対象とすることから、給食の提供が必要となるため、給食提供用設備の整備が必要となります。

(1) 給食提供方法

クックチル方式により提供。

※工場での調理加熱後、急速冷却することにより、食中毒の危険性を減らし、一定期間の保存に耐えられるようにした食材を施設に搬送し、施設内で再加熱調理したうえで提供する方法。

(2) 実施方法

業務委託により実施。

5 吹田市立教育・保育施設条例の制定

新制度において、認定こども園、幼稚園及び保育所は、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を行うことができるよう、教育・保育施設という同種の施設として位置付けられました。これに伴い、吹田市立の認定こども園、幼稚園及び保育所についても、教育・保育施設として一元的に管理することが望ましいと判断し、吹田市立の教育・保育施設の設置・管理について定める条例を制定するものです。

6 今後の予定

(1) 本年7月定例会

ア (仮称)吹田市立教育・保育施設条例の制定を提案

イ 佐竹台幼稚園の施設改修工事費等を計上

(2) 本年10月初旬

ア 園児募集(2週間程度)

イ 佐竹台幼稚園施設改修工事着手(平成28年3月まで)

(3) 平成28年4月1日

佐竹台幼稚園を幼稚園型認定こども園として開園

公立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行の検討（案）

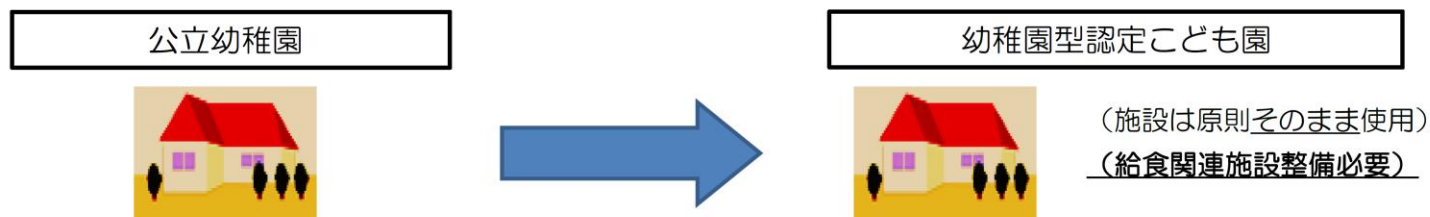
（吹田市子ども・子育て支援事業計画上の、平成29年度までの確保方策による検討）

子ども・子育て支援事業計画による区域等		幼稚園名	園舎状況	保育室数	認定こども園への移行	移行予定年次	備考 (近隣私立幼稚園)	
保育提供区域（3区域）	確保方策（保育の量の見込み）							
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	既存幼稚園5か所が認定こども園に移行 (298人)	1 吹田第一幼稚園	教室下	6	適当	平成29年度以降	朝日幼稚園
			2 吹田第三幼稚園	教室下	3	検討中	—	
			3 片山幼稚園	体育館下	3	検討中	—	山手幼稚園、藤ヶ丘幼稚園、岸部敬愛幼稚園
			4 岸部第一幼稚園	体育館下 (一部のみ)	4	適当	平成29年度以降	
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	既存幼稚園7か所が認定こども園に移行 (366人)	5 江坂大池幼稚園	体育館下	3	検討中	—	まこと幼稚園、西吹田幼稚園
			6 豊津第一幼稚園	教室下	4	適当	平成29年度以降	
			7 吹田南幼稚園	教室下	4	適当	平成29年度以降	千里山ナオミ幼稚園、千里山グレース幼稚園、関西大学幼稚園
			8 千里新田幼稚園	体育館下	3	検討中	—	
			9 千里第二幼稚園	体育館下	3	適当	平成29年度以降	
			10 東佐井寺幼稚園	体育館下	3	検討中	—	
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	既存幼稚園6か所が認定こども園に移行 (400人)	11 山田第一幼稚園	教室下	4	適当	平成29年度以降	山田敬愛幼稚園、千里丘学園幼稚園
			12 山田第三幼稚園	教室下	3	適当	平成29年度以降	
			13 東山田幼稚園	体育館下	3	検討中	—	
			14 南山田幼稚園	体育館下	3	検討中	—	ふじしろ幼稚園、青山幼稚園、カトリックさゆり幼稚園、玉川学園幼稚園、千里幼稚園、千里敬愛幼稚園
			15 佐竹台幼稚園	独立	6	適当	平成28年度	
			16 古江台幼稚園	独立	4	(※注)	平成30年度 (幼保連携型)	

(※注) 古江台幼稚園は北千里保育園と一体化整備し、幼保連携型認定こども園へ移行予定

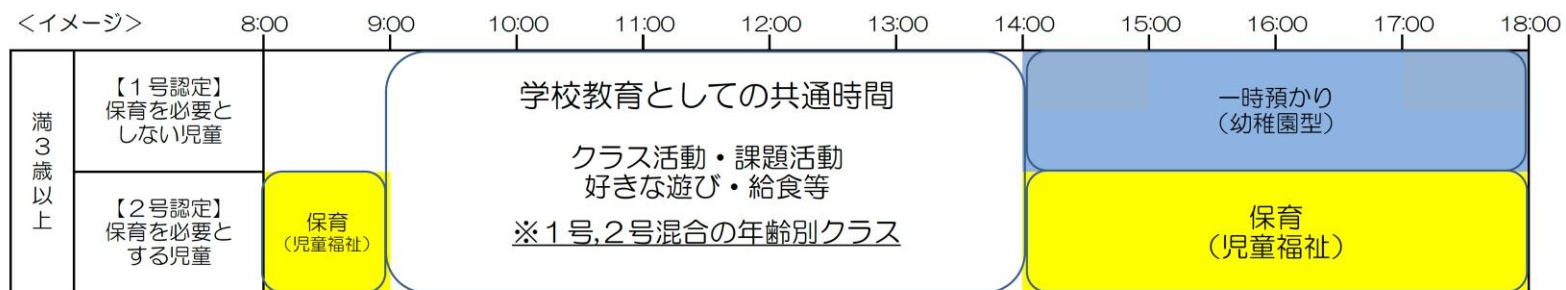
幼稚園型認定こども園の運営についてイメージ（案）

1 幼稚園型認定こども園への移行イメージ

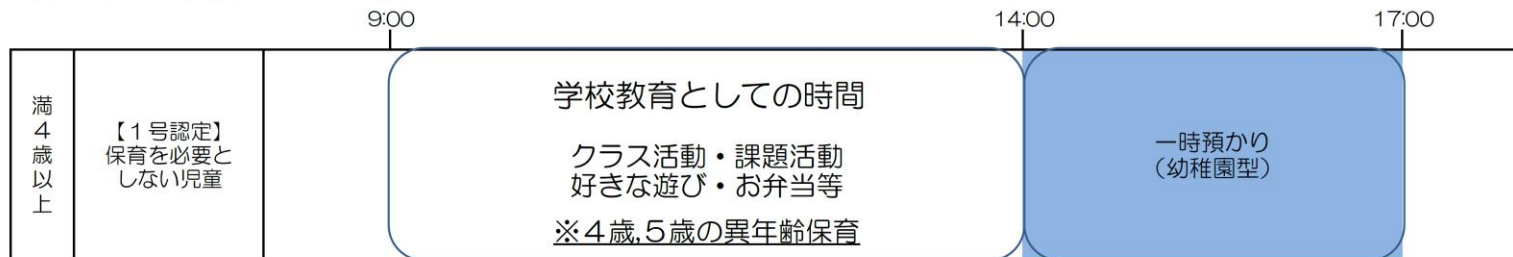


2 幼稚園型認定こども園の教育・保育のカリキュラム等について

(1) 認定こども園の教育・保育時間の一日の流れについて



【参考】公立幼稚園の一日の流れ



1学期

入園式、七夕、夏祭り

2学期

運動会、もちつき、クリスマス会
移動動物園、人形劇など

3学期

劇遊び、豆まき、
生活発表会、卒園式

(2) 主な行事等

年間行事

誕生会、避難訓練(防犯・防災)、健康診断、身体測定、園外保育、保育参観など

吹田市立教育・保育施設条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（幼稚園型認定こども園の設置）

第2条 認定こども園の認定（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定をいう。以下同じ。）を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）として、吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園を吹田市佐竹台5丁目12番1号に設置する。

（幼稚園の設置）

第3条 認定こども園の認定を受けない幼稚園（以下「幼稚園」という。）として、次の幼稚園を設置する。

- (1) 吹田市立吹田第一幼稚園 吹田市元町30番44号
- (2) 吹田市立吹田第三幼稚園 吹田市高城町18番39号
- (3) 吹田市立吹田南幼稚園 吹田市南吹田5丁目12番2号
- (4) 吹田市立千里第二幼稚園 吹田市千里山松が丘25番1号
- (5) 吹田市立千里新田幼稚園 吹田市春日4丁目10番1号
- (6) 吹田市立東佐井寺幼稚園 吹田市五月が丘西4番1号
- (7) 吹田市立岸部第一幼稚園 吹田市岸部中2丁目19番1号
- (8) 吹田市立豊津第一幼稚園 吹田市江坂町1丁目15番42号
- (9) 吹田市立江坂大池幼稚園 吹田市江坂町3丁目13番1号
- (10) 吹田市立片山幼稚園 吹田市朝日が丘町16番1号
- (11) 吹田市立山田第一幼稚園 吹田市山田東2丁目33番3号
- (12) 吹田市立山田第三幼稚園 吹田市山田西1丁目4番1号
- (13) 吹田市立東山田幼稚園 吹田市青葉丘南15番10号
- (14) 吹田市立南山田幼稚園 吹田市千里丘西9番1号
- (15) 吹田市立古江台幼稚園 吹田市古江台2丁目11番4号

（保育所の設置）

第4条 認定こども園の認定を受けない保育所（以下「保育所」という。）として、次の保育園を設置する。

- (1) 吹田市立吹田保育園 吹田市昭和町24番1号
- (2) 吹田市立山田保育園 吹田市山田市場19番9号
- (3) 吹田市立いずみ保育園 吹田市泉町2丁目11番43号
- (4) 吹田市立北千里保育園 吹田市古江台3丁目9番2号

- (5) 吹田市立南千里保育園 吹田市桃山台1丁目4番1号
- (6) 吹田市立ことぶき保育園 吹田市岸部中2丁目2番1号
- (7) 吹田市立岸部保育園 吹田市岸部北2丁目2番2号
- (8) 吹田市立千里山保育園 吹田市千里山東2丁目19番22号
- (9) 吹田市立東保育園 吹田市南正雀4丁目1番1号
- (10) 吹田市立藤白台保育園 吹田市藤白台4丁目8番1号
- (11) 吹田市立垂水保育園 吹田市垂水町1丁目6番9号
- (12) 吹田市立吹一保育園 吹田市内本町1丁目23番28号
- (13) 吹田市立南保育園 吹田市穂波町15番30号
- (14) 吹田市立吹六保育園 吹田市南清和園町40番31号
- (15) 吹田市立片山保育園 吹田市出口町32番1号
- (16) 吹田市立千三保育園 吹田市千里山西1丁目12番1号
- (17) 吹田市立西山田保育園 吹田市山田西2丁目14番1号
- (18) 吹田市立山三保育園 吹田市山田西1丁目27番15号

(幼稚園型認定こども園の定員)

第5条 認定こども園佐竹台幼稚園の定員は、85人とする。

(幼稚園の定員)

第6条 各幼稚園の定員は、100人とする。ただし、古江台幼稚園の定員は、130人とする。

(保育所の定員)

第7条 保育所の定員は、次のとおりとする。

- (1) 吹田保育園 120人
- (2) 山田保育園 111人
- (3) いずみ保育園 120人
- (4) 北千里保育園 120人
- (5) 南千里保育園 142人
- (6) ことぶき保育園 105人
- (7) 岸部保育園 112人
- (8) 千里山保育園 100人
- (9) 東保育園 112人
- (10) 藤白台保育園 142人
- (11) 垂水保育園 112人
- (12) 吹一保育園 112人
- (13) 南保育園 112人
- (14) 吹六保育園 112人

- (15) 片山保育園 120人
- (16) 千三保育園 120人
- (17) 西山田保育園 120人
- (18) 山三保育園 120人

2 市長は、保育所における保育を緊急に必要とする児童がある場合その他のやむを得ない事情がある場合においては、定員を超えて入所させることができる。

(幼稚園型認定こども園及び幼稚園の保育料)

第8条 幼稚園型認定こども園又は幼稚園を利用する児童の保護者は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内の保育料を納付しなければならない。

2 前項の規定による保育料のほか、幼稚園型認定こども園において次の各号に掲げる時間帯の保育を受ける児童の保護者は、当該各号に掲げるそれぞれの時間帯について、1回につき200円（あらかじめ1月を通じて当該保育を受けることを認められた場合は、1月につき2,600円）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額の保育料を納付しなければならない。

- (1) 午前8時から午前9時まで
- (2) 午後5時から午後6時まで

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による保育料の額の合計額は、当該児童に係る利用者負担額（子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号の規定により当該世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額をいう。以下同じ。）と当該児童が保育所において午前7時30分から午後6時30分までの時間帯の保育を受けた場合の利用者負担額との差額に相当する額を限度とする。

4 幼稚園型認定こども園及び幼稚園の保育料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(保育所の保育料)

第9条 保育所を利用する児童の保護者は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内の保育料を納付しなければならない。

2 前項の規定による保育料のほか、次の各号に掲げる時間帯の保育を受ける児童の保護者は、当該各号に掲げるそれぞれの時間帯について、1回につき200円（あらかじめ1月を通じて当該保育を受けることを認められた場合は、1月につき2,600円）を超えない範囲内において規則で定める額の保育料を納付しなければならない。

- (1) 午前7時から午前7時30分まで
- (2) 午前7時30分から午前9時まで
- (3) 午後5時から午後6時30分まで
- (4) 午後6時30分から午後7時まで

- 3 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる時間帯に係る保育料及び同項第3号に掲げる時間帯に係る保育料の額の合計額は、当該児童に係る利用者負担額と当該児童が午前7時30分から午後6時30分までの時間帯の保育を受けた場合の利用者負担額との差額に相当する額を限度とする。
- 4 保育所の保育料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(給食を受ける場合の費用負担)

第10条 給食を受ける3歳以上の児童の保護者は、保育料のほか、当該給食の実施に要する費用として規則又は教育委員会規則で定める額を負担しなければならない。

(委任)

第11条 保育所の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

- 2 幼稚園型認定こども園及び幼稚園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第5項中吹田市立学校条例(昭和39年吹田市条例第2号)第3条第28号の改正規定 公布の日
 - (2) 附則第5項中吹田市立学校条例附則の改正規定 平成27年9月1日

(古江台幼稚園の位置及び定員の特例)

- 2 古江台幼稚園の位置及び定員は、当分の間、第3条第15号及び第6条ただし書の規定にかかわらず、位置は吹田市古江台5丁目6番1号と、定員は65人とする。

(幼稚園型認定こども園及び幼稚園の保育料の特例)

- 3 子ども・子育て支援法附則第9条第1項の施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置の規定の適用を受ける間においては、幼稚園型認定こども園又は幼稚園を利用する児童(同項の規定の適用を受ける児童に限る。)の保護者が納付しなければならない保育料の額は、第8条第1項の規定にかかわらず、同法附則第9条第1項第1号イの規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロの規定により市長が定める額の合計額、同項第2号イ(1)の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号イ(2)の規定により市長が定める額の合計額又は同法第28条第2項第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内の額とする。

(吹田市立幼稚園保育料条例及び吹田市立保育所条例の廃止)

4 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 吹田市立幼稚園保育料条例（昭和25年吹田市条例第110号）

(2) 吹田市立保育所条例（昭和62年吹田市条例第17号）

（吹田市立学校条例の一部改正）

5 -----略-----

6 -----略-----

（吹田市学校小口支払基金条例の一部改正）

7 -----略-----

附則第5項関係

吹田市立学校条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(小学校の設置)</p> <p>第3条 吹田市立小学校を次のとおり設置する。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(27) }</p> <p>(28) 吹田市立千里丘北小学校 <u>吹田市千里丘北297番10及び312番1</u></p> <p>(29) } -----略-----</p> <p>(36) }</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p>	<p>(小学校の設置)</p> <p>第3条 吹田市立小学校を次のとおり設置する。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(27) }</p> <p>(28) 吹田市立千里丘北小学校 <u>吹田市千里丘北1番30号</u></p> <p>(29) } -----略-----</p> <p>(36) }</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p><u>(古江台幼稚園の位置の特例)</u></p> <p><u>2</u> <u>古江台幼稚園の位置は、当分の間、第2条第16号の規定にかかわらず、吹田市古江台5丁目6番1号とする。</u></p>

附則第6項関係

吹田市立学校条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行 (附則第5項による改正後)	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>吹田市立幼稚園</u>、<u>小学校及び中学校の設置及び管理</u>について定めることを目的とする。</p> <p><u>(幼稚園の設置)</u></p> <p>第2条 <u>吹田市立幼稚園を次のとおり設置する。</u></p> <p>(1) <u>吹田市立吹田第一幼稚園 吹田市元町30番44号</u></p> <p>(2) <u>吹田市立吹田第三幼稚園 吹田市高城町18番39号</u></p> <p>(3) <u>吹田市立吹田南幼稚園 吹田市南吹田5丁目12番2号</u></p> <p>(4) <u>吹田市立千里第二幼稚園 吹田市千里山松が丘25番1号</u></p> <p>(5) <u>吹田市立千里新田幼稚園 吹田市春日4丁目10番1号</u></p> <p>(6) <u>吹田市立東佐井寺幼稚園 吹田市五月が丘西4番1号</u></p> <p>(7) <u>吹田市立岸部第一幼稚園 吹田市岸部中2丁目19番1号</u></p> <p>(8) <u>吹田市立豊津第一幼稚園 吹田市江坂町1丁目15番42号</u></p> <p>(9) <u>吹田市立江坂大池幼稚園 吹田市江坂町3丁目13番1号</u></p> <p>(10) <u>吹田市立片山幼稚園 吹田市朝日が丘町16番1号</u></p> <p>(11) <u>吹田市立山田第一幼稚園 吹田市山田東2丁目33番3号</u></p> <p>(12) <u>吹田市立山田第三幼稚園 吹田市山田西1丁目4番1号</u></p> <p>(13) <u>吹田市立東山田幼稚園 吹田市青葉丘南15番10号</u></p> <p>(14) <u>吹田市立南山田幼稚園 吹田市千里丘西9番1号</u></p> <p>(15) <u>吹田市立佐竹台幼稚園 吹田市佐竹台5丁目12番1号</u></p> <p>(16) <u>吹田市立古江台幼稚園 吹田市古江台2丁目11番4号</u></p> <p>(小学校の設置)</p> <p>第3条 -----略-----</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>吹田市立の小学校及び中学校の設置及び管理</u>について定めることを目的とする。</p> <p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 -----略-----</p>

現 行 (附則第5項による改正後)	改 正 案
<p>(中学校の設置)</p> <p><u>第4条</u> -----略-----</p> <p>(学校の管理)</p> <p><u>第5条</u> <u>前3条</u>に規定する学校は、法令の規定に基づき<u>吹田市教育委員会</u>が管理する。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p><u>(古江台幼稚園の位置の特例)</u></p> <p><u>2</u> <u>古江台幼稚園の位置は、当分の間、第2条第16号の規定にかかわらず、吹田市古江台5丁目6番1号とする。</u></p>	<p>(中学校の設置)</p> <p><u>第3条</u> -----略-----</p> <p>(学校の管理)</p> <p><u>第4条</u> <u>前2条</u>に規定する学校は、法令の規定に基づき<u>教育委員会</u>が管理する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p>

附則第7項関係

吹田市学校小口支払基金条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校(吹田市立学校条例(昭和39年吹田市条例第2号) <u>第3条</u>に規定する小学校及び<u>第4条</u>に規定する中学校をいう。)において急を要する小口の物品購入代金その他少額の経費の<u>支払い</u>を円滑に<u>行なう</u>ため、学校小口支払基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 学校(吹田市立学校条例(昭和39年吹田市条例第2号) <u>第2条</u>に規定する小学校及び<u>第3条</u>に規定する中学校をいう。)において急を要する小口の物品購入代金その他少額の経費の<u>支払</u>を円滑に<u>行う</u>ため、学校小口支払基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>